

第3章 計画の基本的な考え方

(案)

この章での主な検討議題は、6ページからの「4 重点的な取組」になります。

1 計画の基本理念

住み慣れた小平で、

いきいきと笑顔で暮らせる地域社会を目指して

- ・小平市第三次長期総合計画では、「健康で、はつらつとしたまち」を将来都市像の1つとして、「健康で快適な生き方を支援し、自由で自立した生活の向上をめざす」ことを、健康福祉分野の基本的な考え方としています。
- ・小平市第三期地域保健福祉計画では、「だれもが共に支えあい、健やかに、安心して暮らせる、心豊かな地域社会の実現」を将来目標に掲げています。
- ・本計画においては、小平市第三次長期総合計画の基本的な考え方並びに小平市第三期地域保健福祉計画に掲げる将来目標を踏まえて、「住み慣れた小平で、いきいきと笑顔で暮らせる地域社会を目指して」を基本理念とし、3つの基本目標に沿って高齢者保健福祉及び介護保険施策を推進していきます。

2 基本目標

本計画の基本理念を具体化していくため、以下の3つの基本目標の下に高齢者保健福祉及び介護保険にかかる施策・事業の総合的な推進を図ります。

(1) いつまでも、自立した、生きがいのある生活の支援

(2) 高齢者のニーズに応じたサービス提供の充実

(3) 地域でお互いに支え合い、誰もが暮らしやすいまちづくりの支援

(1) いつまでも、自立した、生きがいのある生活の支援

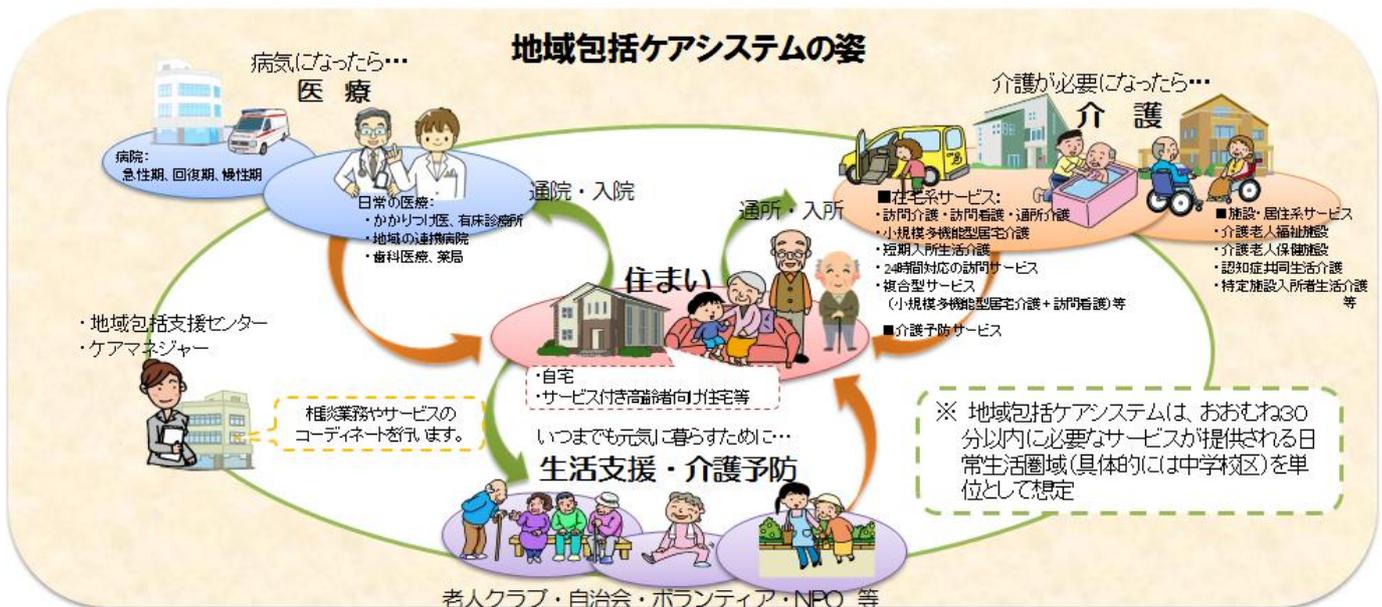
- 高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持って生活できるよう、高齢クラブ等の自主的な地域活動の活性化を図るとともに、介護予防見守りボランティアなど、高齢者が地域活動の支え手として活躍できる環境づくりを進めます。
- 地域全体で高齢者を見守り、支えていけるように、高齢者と様々な世代の交流を促進し、豊かな地域づくりを進めていきます。
- 働く意欲のある高齢者については、就労関係機関と連携した支援策の充実に努めます。

(2) 高齢者のニーズに応じたサービス提供の充実

- 高齢化のさらなる進展と要介護等高齢者の伸びを踏まえて、介護保険サービスの量的な整備と質の向上を図るとともに、医療・介護・予防・住まい・生活支援等の一体的な提供を図る地域包括ケアシステムの構築を目指します。
- 新たに介護予防・日常生活支援総合事業の整備を行い、健康づくりや介護予防の推進を図るとともに、地域の様々な社会資源との連携を強化し、高齢者のニーズに応じた多様な生活支援を提供していきます。
- 認知症高齢者の増加に対応して、医療・介護など地域の連携のもとで総合的な認知症施策を推進します。
- 介護者の負担軽減や高齢者虐待の防止を図るために、家族への支援を充実させるとともに、地域全体で高齢者と家族を支える体制づくりを推進します。

(3) 地域でお互いに支え合い、 誰もが暮らしやすいまちづくりの支援

- 高齢化が進む中、福祉のまちづくりの理念に基づき、誰もが暮らしやすいまちづくりを推進します。相互に支え合う地域づくりを進めるため、福祉分野をはじめ様々な分野にわたって市民が取り組む多様なボランティア活動等への支援を行います。
- 一人暮らしや認知症などの高齢者を対象とした見守り活動や生活支援等を効果的に推進するために、地域で高齢者を支えるネットワークづくりや介護に関わる人材育成に努めます。
- 地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域における他職種協働とネットワーク構築を図るための地域ケア会議を開催するとともに、地域の高齢者支援の中核となる地域包括支援センターのさらなる機能強化を図ります。



3

施策の体系

小平市は、基本理念、基本目標を軸として、地域包括ケアシステムの考え方に基づいた5本の施策の柱に沿って、高齢者保健福祉施策・介護保険施策を総合的・体系的に推進していきます。

また、今期計画では、中長期的な見通しを踏まえ、重点的な取組を3つ掲げ、横断的な取組による施策の展開を図ります。

基本理念

住み慣れた小平で、
いきいきと笑顔で暮らせる地域社会を目指して

基本目標

(1) いつまでも、自立した、生きがいのある生活の支援

(2) 高齢者のニーズに応じたサービス提供の充実

(3) 地域でお互いに支え合い、誰もが暮らしやすいまちづくりの支援

施策の柱

1 介護予防の推進

2 生活支援サービスの充実

3 介護サービスの充実

4 医療との連携強化

5 住まいの確保

施策

- (1) 生きがいづくり
- (2) 健康づくりの推進
- (3) 介護予防の推進

- (1) 相談体制の推進
- (2) 広報活動の推進
- (3) 日常生活の支援
- (4) 見守り体制の充実
- (5) 権利擁護システムの充実

- (1) 在宅サービスの充実
- (2) 福祉人材の育成・支援
- (3) サービスの質の向上
- (4) 介護家族の支援

- (1) 介護と医療の連携の推進
- (2) 自宅で看取る体制の整備

- (1) 施設・居住系サービスの充実
- (2) 住まいの確保
- (3) 福祉のまちづくりの推進

重点的な取組

- 1 介護予防・生活支援の基盤整備
- 2 認知症施策の推進
- 3 在宅医療・介護連携の推進

※ これらの重点的な取組は、国が基本指針で示している重点的取組事項の中で、小平市で特に重点を置いて取り組む事項であり、複数の施策にまたがる横断的なものです。

4

重点的な取組

本計画では、基本理念、基本目標とともに、「1 介護予防・生活支援の基盤整備」、「2 認知症施策の推進」、「3 在宅医療・介護連携の推進」を重点的な取組に掲げ、中・長期的な見通しを踏まえ、計画期間の平成27年度～平成29年度の3年間に重点的に取り組んでいきます。

重点的な取組1 介護予防・生活支援の基盤整備

高齢者が地域で安心して暮らし続けるためには、介護サービスだけでなく、要介護に陥らないようにするための介護予防や、見守りや家事・買い物などの生活支援も重要です。今後、支援が必要な高齢者が増加することに伴い、これらの支援を提供するための基盤整備を一層進めることが必要です。

今期計画では、新たに始まる介護予防・日常生活支援総合事業の円滑な実施を図るとともに、見守り体制の充実にも努めていきます。

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業の整備

◆取組の背景

要支援認定者については、掃除や買い物などの生活行為（IADL）の一部が難しくなっても、排せつ、食事摂取などの身の回りの生活行為（ADL）は自立している方が多くなっています。このような要支援認定者の状態を踏まえると、支援する側とされる側という画一的な関係性ではなく、地域とのつながりを維持しながら、有する能力に応じた柔軟な支援を受けていくことで、自立意欲の向上につなげていくことが期待されます。

そのため、要支援認定者の多様な生活支援ニーズに対応するため、従来予防給付として提供されていた全国一律の介護予防訪問介護及び介護予防通所介護（以下：介護予防訪問介護等）を、市町村の実施する総合事業に移行し、要支援認定者自身の能力を最大限活かしつつ、従来の介護予防訪問介護等と住民等が参画するような多様なサービスを総合的に提供可能な仕組みに見直すことになりました。

◆中・長期的な見通し(要支援認定者の推移)

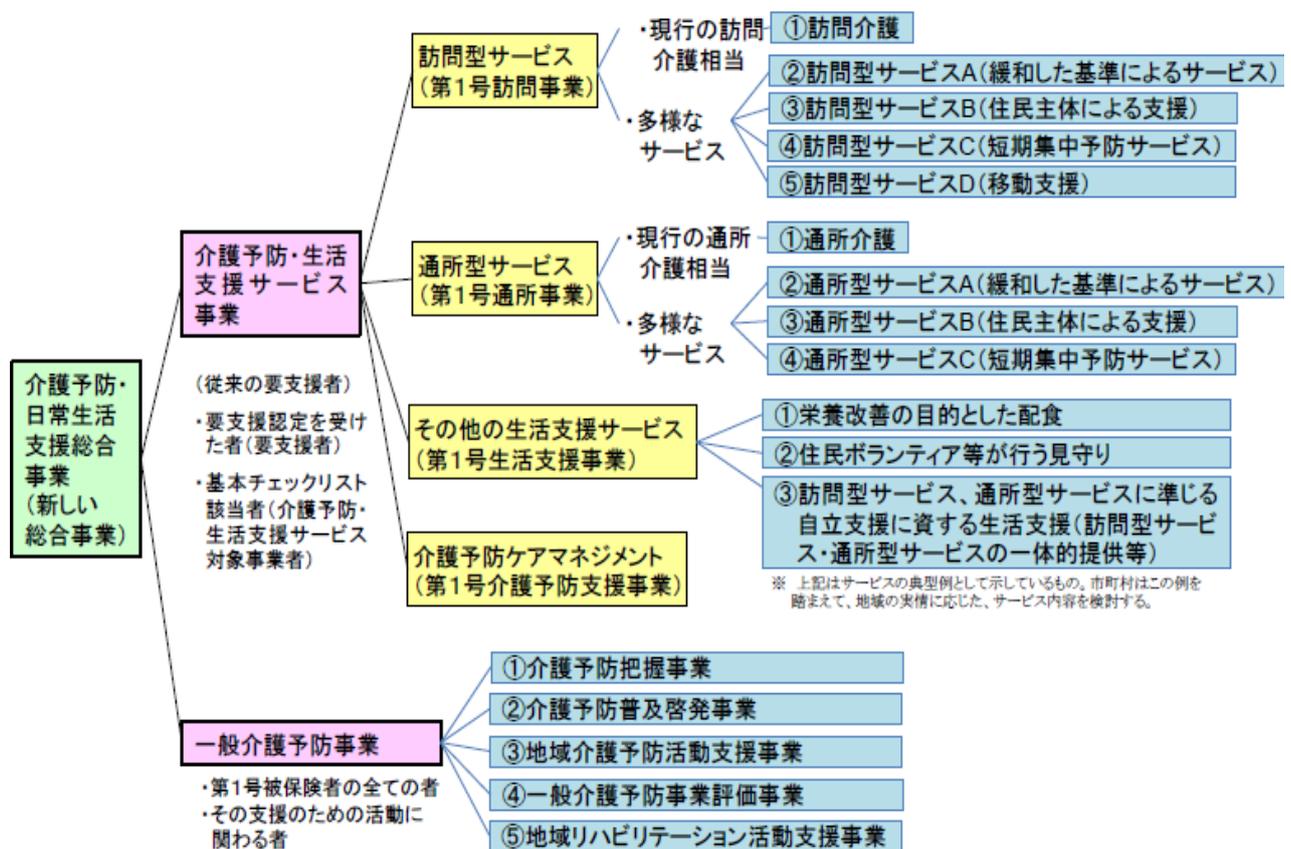
	実績値(暫定値)	推計値(暫定値)		
	平成26年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
要支援1	1,151人	1,688人	1,960人	2,078人
要支援2	1,238人	1,718人	2,039人	2,253人
要支援認定者数合計	2,389人	3,406人	3,999人	4,331人

◆取組の内容

新しい総合事業では、生活支援コーディネーターの配置等を通じて地域の支え合いの体制づくりを推進し、既存の介護サービス事業者によるサービス提供から、元気な高齢者を始め住民が担い手として積極的に参加する支援まで、サービスの多様化を図り、高齢者の多様なニーズに応じていきます。

また、サービスの利用に当たっては、従来と同様、地域包括支援センター等のケアマネジメントに基づき、適切な支援につなげていく仕組みであり、自立支援の観点から、その人によりふさわしいサービスの利用を実現していきます。

◆国がガイドラインで示す新しい総合事業の体系図



下記のスケジュールは例であり、決定したものではありません。

◆新しい総合事業開始までのスケジュール(例:平成29年4月実施の場合)

総合事業の実施は平成27年4月からとされていますが、サービスの充実には一定の時間がかかること、新制度への移行のための準備期間が必要なこと等も踏まえ、市町村において条例で定める場合には、その実施を平成29年4月まで猶予することができるものとされています。

本市でも、サービスの充実と新制度への移行のための準備期間が必要であることから、総合事業の実施は平成29年4月を予定しています。また、要支援認定の有効期間は最長1年であることから、総合事業開始から1年後の平成30年4月には、全ての要支援認定者が総合事業に移行することになります。

実施に向けた取組については、本計画の策定年度である平成26年度から既に事業のアウトラインについての検討等に着手しています。平成27年度には総合事業の実施方針の策定、平成28年度には実施要綱の制定を行うとともに、地域資源の洗い出しやサービス実施体制の確保なども進めていきます。また、多様な主体による多様なサービスの提供体制を構築し、高齢者を支える地域の支え合いの体制づくりを推進するために、生活支援体制整備事業を活用した「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」や「協議体」の設置を目指します。

◆新しい総合事業実施工程表

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
実施事務手続	実施方針の策定	実施要綱の制定	4月 総合事業の実施	4月 全ての要支援認定者が総合事業に移行
		指定基準等の設定		
		単価・利用料の設定		
生活支援サービスの整備	地域資源の洗い出し	実施体制の確保		
	サービス創設の働きかけ	コーディネーター・協議体の設置		
	コーディネーター・協議体の設置検討			
市民への啓発等	新制度の事業者への説明			
		新制度の市民への啓発		

(2) 見守り体制の充実

◆取組の背景

高齢化が急速に進行する中、一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯は今後ますます増加することが見込まれています。一方で、地域における人のつながりの希薄化や近所づきあいの減少によって、高齢者の孤立の問題が顕在化しており、誰にも看取られずに亡くなる方も増えています。

高齢者が孤立することなく、住み慣れた自宅で安心して暮らし続けるためには、地域全体で高齢者を見守る体制が必要となります。国が構築を目指している地域包括ケアシステムにおいて、見守りは生活支援における重要な取組の一つとして位置付けられています。

小平市では、介護予防見守りボランティア事業、高齢者見守り事業、民生委員・児童委員活動など様々な見守り活動が行われており、支援が必要な方を適切な制度やサービスにつなげるなど、一定の成果をあげています。一方で、多様な見守り活動があり選択肢は多い中で、活動主体同士の情報共有と連携が不十分であり、見守りの輪からはずれてしまう方にどのようにアプローチしていくのが課題となっています。また、高齢者人口が増加する中で、見守りサービスの利用者数はそれほど伸びておらず、現状のサービスで不十分な点はないか検証することも必要です。

◆中・長期的な見通し(世帯主が65歳以上の一人暮らし世帯数の推移)

	実績値	推計値		
	平成22年度	平成27年度	平成32年度	平成37年度
世帯主が65歳以上の一人暮らし世帯数	7,578人	9,752人	10,983人	11,834人
65歳以上世帯に占める割合	33.3%	35.8%	37.0%	37.6%

◆取組の方向

地域の見守りについての普及啓発を図るとともに、地域における様々な社会資源を活用し、一人ひとりの高齢者の生活状況や意向に合わせた多様な見守りを実施していきます。地域住民や介護予防見守りボランティアなどによる緩やかな見守りから、民生委員・児童委員、シルバー協力員などによる定期的な見守り、地域包括支援センターや社会福祉協議会の職員などによる専門的な見守りまで、多様で重層的な見守り活動を展開していきます。

また、多様な活動主体が連携し、地域全体で見守りを進める必要があることから、様々な担い手や関係機関が参加する見守りネットワークを整備します。参加団体の間で地域見守り協定を締結し、連絡会議を開催することで、情報共有と連携強化を図っていきます。

さらに、地域における見守りの拠点となるように、住民運営の通い・集いの場を充実させ、様々な住民が知り合うことにより、参加する高齢者の現況を把握することで、緩やかな見守りにつなげていきます。

◆主な事業

事業名	掲載ページ
①介護予防見守りボランティア事業	ページ
②高齢者見守り事業	ページ
③見守りサポーター養成研修事業	ページ
④民生委員児童委員活動	ページ
⑤高齢者訪問給食サービス事業	ページ
⑥高齢者緊急通報システム事業	ページ
⑦災害時要援護者避難支援体制の整備事業	ページ
⑧おはようふれあい訪問事業	ページ
⑨見守りネットワークの整備	ページ
⑩住民運営の通い・集いの場の充実	ページ

◆見守り体制のイメージ図

見守りネットワークの整備

- ・参加団体間で地域見守り協定を締結
- ・連絡会議を開催
- ・情報共有と連携強化の場



緩やかな見守り

地域住民やボランティアによる普段からのさりげない見守り

- ・町会・自治会の見守り活動
- ・介護予防見守りボランティア事業
- ・住民運営の通い・集いの場 など



定期的な見守り

民生委員・児童委員やシルバー協力員による担当を決めた見守り

- ・民生委員・児童委員活動
- ・シルバー協力員の登録 など



高齢者



専門的な見守り

地域包括支援センターや社会福祉協議会の職員などによる訪問や電話を通じた見守り

- ・地域包括支援センター職員による訪問
- ・社会福祉協議会職員による電話訪問など



その他の見守り

民間事業者等と連携した見守りなど

- ・おはようふれあい訪問 など



重点的な取組2 認知症施策の推進

◆取組の背景

高齢化の進行とともに、認知症高齢者数も増加の一途をたどっています。家族など介護者の負担増大や、徘徊による行方不明・身元不明高齢者の存在が社会問題化するなど、認知症施策は今後の高齢者施策を考える上で最も重要なテーマの1つとなっています。

認知症施策を有効なものにするためには、医療・介護分野だけではなく、社会全体の理解と協力の上に立って、総合的に取組を推進する必要があります。国では、認知症になってもできる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができる社会の実現を目指し、平成24年9月に「認知症施策推進5か年計画（オレンジプラン）」を策定しました。この中では、標準的な認知症ケアパス（状態に応じた適切なサービス提供の流れ）の作成・普及や、医療・介護サービスの構築などの施策が掲げられ、認知症施策を総合的に推進する方針が示されています。

小平市では、認知症サポーター養成講座の開催や家族会への支援、もの忘れ相談医の普及・啓発などの取組を進めてきましたが、今後は地域全体で認知症高齢者と家族を支えていける総合的な体制づくりが求められています。特に早期発見・早期診断や、軽度認知障害の方への対応、医療・介護をはじめとする様々な関係者の連携が必要とされています。

◆中・長期的な見通し(認知症高齢者数の推移)

	実績値(暫定値)	推計値(暫定値)		
	平成26年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
認知症高齢者数	3,852人	4,683人	5,488人	6,189人
第1号被保険者に占める割合	9.3%	10.7%	12.3%	13.6%

◆取組の方向

標準的な認知症ケアパスを作成し、医療・介護など地域の連携のもとで認知症施策を総合的に推進します。

認知症進行の予防には早い段階からの対応が効果的であることから、認知症コーディネーターを配置し、認知症アウトリーチチームと連携しながら、認知症の早期発見・早期診断を図ります。

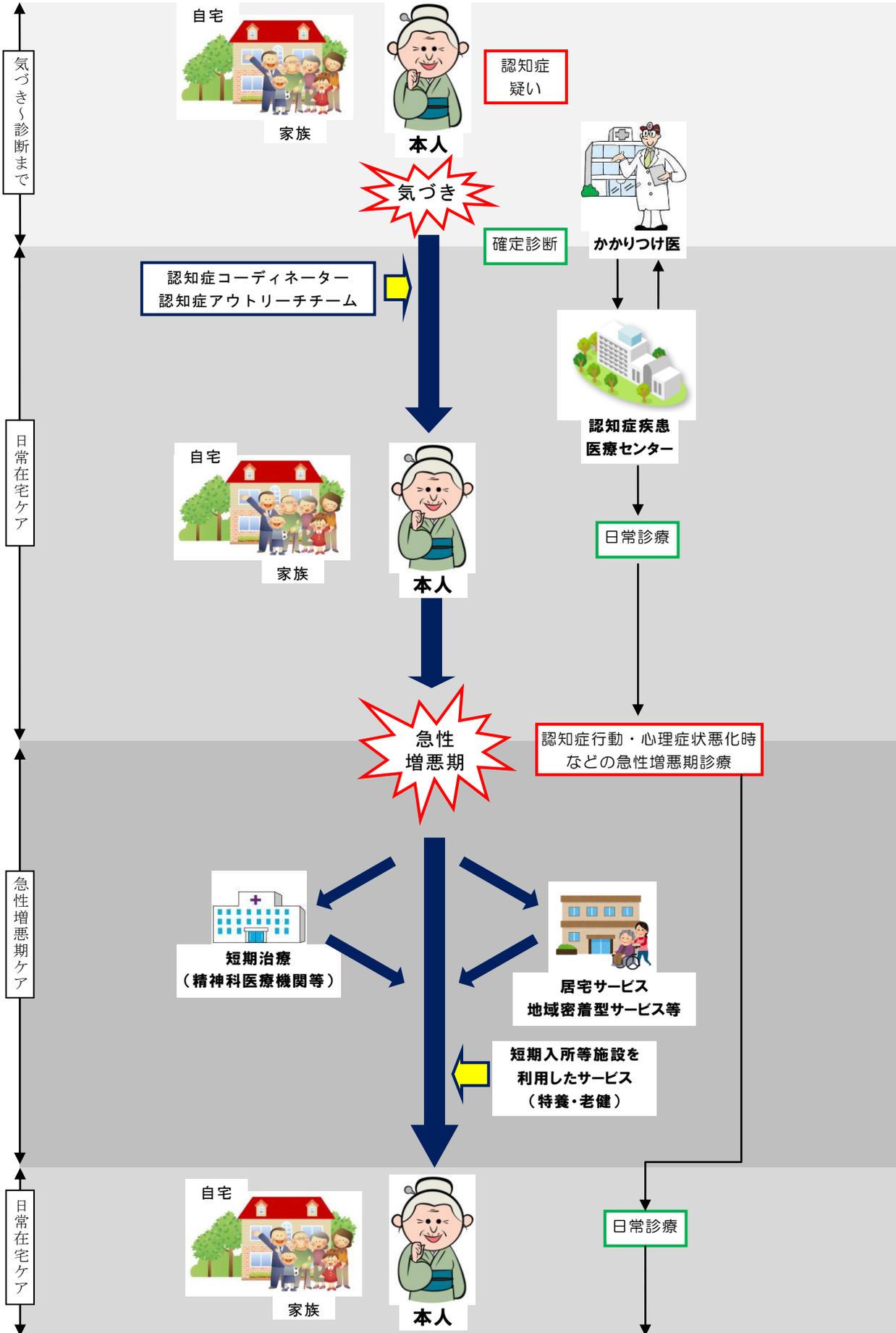
また、認知症サポーター養成講座の開催や認知症高齢者と家族の交流の場の提供、認知症に関する広報・啓発に努めることで地域住民の認知症理解を深めていきます。

さらに、認知症サポーターの養成研修受講者のうち、積極的な活動を希望する方に活動の機会を提供し、地域を支える担い手として活躍していただきます。

◆主な事業

事業名	掲載ページ
①認知症相談会	ページ
②もの忘れ相談医	ページ
③認知症早期発見・早期診断推進事業	ページ
④認知症予防事業	ページ
⑤認知症サポーター養成講座	ページ
⑥認知症対応型通所介護（認知症デイサービス）	ページ
⑦小規模多機能型居宅介護	ページ
⑧認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）	ページ
⑨成年後見制度	ページ
⑩高齢者虐待の早期発見・防止	ページ
⑪認知症高齢者と家族の交流の場	ページ

◆認知症施策イメージ図



重点的な取組3 在宅医療・介護連携の推進

◆取組の背景

高齢化の進行とともに、医療や介護を必要とする高齢者もますます増加するものと見込まれますが、現在の医療・介護サービスの提供体制は相互の連携が不十分であり、高齢者の増加に伴いスムーズな対応ができなくなる恐れもあります。

認知症や要介護度が重くなったり、一人暮らし、高齢者のみ世帯となっても、必要な医療や介護を受けながら地域で暮らし続けることができるように、あるいは退院後、在宅医療や介護サービスを利用しながらスムーズに自宅での生活に戻れるようにするためには、在宅医療・介護連携のために必要な体制を充実させる必要があります。

これまで小平市医師会などと連携して、介護・医療連携推進事業を推進してきましたが、今後も、この事業を通じて、在宅医療の一層の推進や認知症施策の強化とともに、関係機関の連携をより円滑にするための取組が必要です。

◆中・長期的な見通し(在宅の要介護等認定者数の推移)

	実績値(暫定値)	推計値(暫定値)		
	平成26年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
在宅の要介護等認定者数	作成中			

◆取組の方向

在宅医療・介護連携を推進するための資源の現状に関する情報収集を行い、当該情報を踏まえ、介護サービス事業者及び医療機関（以下、関係機関）のリストまたはマップを作成すること等によって、関係機関相互の情報共有を図るとともに、在宅医療・介護連携の関係者が参加する会議や研修会の開催などを通じて、関係機関の連携を強化します。

また、医療ニーズと介護ニーズを併せ持つ高齢者のニーズに応じて、定期巡回・随時対応型訪問介護看護などの充実と普及を図り、24時間、365日対応できる体制を構築していきます。さらに、医療・介護連携に基づいた認知症施策の充実にも努めていきます。

◆主な事業

事業名	掲載ページ
①介護・医療連携推進事業	ページ
②定期巡回・随時対応型訪問介護看護	ページ
③歯科医療連携推進事業	ページ
④認知症早期発見・早期診断推進事業	ページ

◆医療・介護サービス提供体制改革のイメージ図(案)

医療・介護サービスの提供体制改革後の姿 (サービス提供体制から)

医師、歯科医師、薬剤師、看護師、介護支援専門員その他の専門職^(※)の積極的な関与のもと、患者・利用者の視点に立って、サービス提供体制を構築する。

